

令和 7 年度大里広域市町村圏組合
地域密着型サービス事業者募集要項

1 目的

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、大里広域市町村圏組合第 9 期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの整備を図るため、事業開始する事業者を公募します。

2 公募する地域密着型サービス事業

- (1) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

熊谷市

日常生活圏域	小規模多機能型居宅介護事業所（公募）	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（公募）	看護小規模多機能型居宅介護事業所（公募）
熊谷妻沼		2施設 ※ 熊谷中央西部及び 熊谷東部を除く	2施設
熊谷北西部			
熊谷西部			
熊谷北東部			2施設
熊谷中央西部			
熊谷中央	1施設		
熊谷東部			1施設
熊谷南部			

深谷市

日常生活圏域	小規模多機能型居宅介護事業所（公募）	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（公募）	看護小規模多機能型居宅介護事業所（公募）
深谷西部	1施設	1施設	1施設
深谷中央第 1			
深谷北東部			
深谷中央第 2			
深谷中央第 3			
深谷南部			

寄居町

日常生活圏域	小規模多機能型居宅介護事業所（公募）	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（公募）	看護小規模多機能型居宅介護事業所（公募）
寄居北	1施設	1施設	1施設
寄居南			

3 応募の資格要件

応募に対する資格要件は、次のとおりです。

- (1) 法人格を持つ団体（取得見込みを含む。）であること。
- (2) 事業資金の確保が確実に担保されていること。
- (3) 整備事業の運営を直接行う事業者であること。
- (4) 介護保険法第78条の2第4項、第115条の12第2項のいずれにも該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第255号)等の規定に基づき、更生又は再生手続きをしていない者であること。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。)又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

4 応募手続

応募を希望する事業者は、次に掲げる公募申請書及び書類一式を、指定された期日までに提出してください。

(1) 応募期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月30日（火）

(2) 提出場所

〒360-0033

熊谷市曙町二丁目 68 番地

TEL : 048-501-1330 FAX : 048-527-1234

E-mail : kaigo03@osato-k.jp

大里広域市町村圏組合介護保険課へ直接持参（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 公募申請に関する提出書類

公募申請に関する提出書類一覧のとおり

(4) 留意事項

- ① 応募に当たっては、介護保険法、建築基準法、消防法等の関係法令の基準を遵守していること。
- ② 介護予防がある業種は、指定を受けること。

- ③ 応募に当たっては、開設予定地の地元自治会、近隣住民等に対して説明を行うこと。(この場合、当組合から選定されなければ事業化されない旨の説明も行うこと。)
- ④ 応募の結果、募集の範囲内の事業者数であっても、審査委員会の審査の結果、選定されないことがあります。
- ⑤ 応募いただいた書類は、返却しません。
- ⑥ 応募にかかる費用は応募者の負担とします。
- ⑦ 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ⑧ 提出された書類は、地域密着型サービス事業者選考以外の目的には使用しません。
ただし、大里広域市町村圏組合情報公開条例の定めにより不開示情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報）を除き、開示の対象となります。
- ⑨ 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- ⑩ 公募選定後において、開発許可が得られない場合等、今回の応募内容に重大な変更が生じた場合は、審査結果の効力を失うものとします。
- ⑪ 公募申請書及び添付資料等の提出
提出部数：正本1部、副本6部（複写）
提出書類の体裁：書類ごとにインデックスを付けフラットファイルに綴じてください。用紙はA4版となりますので、図面等サイズが大きくなるものは折りたたむなど工夫をしてください。

5 事業者の審査及び選定方法

- (1) 実施形式 公募型プロポーザル競争
- (2) 審査及び選考
 - ① 事業者の審査及び選考については、「大里広域市町村圏組合地域密着型サービス事業者選定に関する審査実施要綱」に基づき審査を実施し、事業者を選定します。
 - ② 事業者には、審査の参考のためにプレゼンテーションをしていただく予定です。
 - ③ 事業者の選定結果については、全応募者に対し文書で通知します。

6 事業者の指定について

- (1) 選定後に指定申請をしていただきますが、具体的な指定手続については、選定後にお知らせします。
- (2) 選定後又は指定後の権利譲渡は認めません。
- (3) 指定申請時に応募時と条件が異なり、審査結果が大きく変わる場合や指定基準を満たさなくなった場合、又は虚偽の申請がなされた場合は指定を認めません。

- (4) 選定後、速やかに事業所開設に向けた準備をすること。原則、令和8年度までに工事等が完了し、令和9年4月1日には事業開始ができること。
- (5) 公募選定された事業所は、指定が確定されたものではありません。
- 後日、改めて指定申請を行っていただくこととなりますが、指定基準を満たさない場合は、指定をしないことがあります。

7 応募に関する質問

(1) 質問の受付方法

「質問書」に簡潔に記入の上、ファックスにてご提出ください。

FAX：048-527-1234

(2) 質問期間

9月8日（月）～12日（金）午後5時までです。

(3) 質問に対する回答

9月17日（水）組合のホームページ上に質問及び回答にかかる趣旨を掲載します。

※ 公平を期すために、窓口や電話等での個別の質問には一切答えられません。

また期限後の質問は受付できません。

8 スケジュール

月 日	内 容
9月1日～9月30日	応募期間
9月8日～9月12日	質問期間
9月17日	質問に対する回答
9月30日	応募受付締切
11月上旬予定	事業者選定審査
11月中旬予定	選定結果通知

【参考】 地域密着型サービス等整備助成事業補助金

この補助金は、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するため、事業者の希望により予算の範囲内において、交付される場合があります。

詳細は、整備予定地を所管する市町介護保険担当課にお問合せください。